

省エネ改修を行った住宅の固定資産税が減額されます

減額適用の要件

対象となる家屋	平成 26 年 4 月 1 日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）で、改修後の床面積が 50 m ² 以上、280 m ² 以下であり、居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること
改修完了年月日	令和 8 年 3 月 31 日まで
改修に要した費用	以下の①・②のいずれかに当てはまること ① 補助金等を除く自己負担額が 60 万円超 ② 断熱改修に係る工事費が 50 万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽光利用システムの設置に係る工事費と合わせて 60 万円超
対象となる工事	次の①から④までの改修工事で、その内容が現行の省エネ基準に適合していること。ただし、①の工事を必ず実施している必要があります。 ①窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

※ 適用を受けられるのは 1 戸につき 1 回のみです。

※ 耐震改修による減額との同時適用はできません。

減額の内容

減額期間	改修工事が完了した年の翌年度分
対象床面積	1 戸当たり 120 m ² まで （なお、減額対象は居住部分の床面積に限ります）
減額される額	【一般の省エネ改修】 対象床面積の税額の 3 分の 1 【長期優良住宅の認定を受けて行われた省エネ改修】 対象床面積の税額の 3 分の 2 ※長期優良住宅の場合バリアフリー改修に係る減額との併用はできません

※ 減額となるのは固定資産税のみです。都市計画税は減額されません。

※ 土地についての減額はありません。

申告方法

申告に必要なもの	☐ 申告書 ☐ 改修費用が確認できる書類（領収書等） ☐ 現行の省エネ基準に適合した改修が行われたことが確認できる書類（建築士が発行する増改築等工事証明書等） ☐ 補助金を受けた場合は、その金額が分かる書類（補助金支給決定通知書等） ☐ 長期優良住宅の認定を受けて改修が行われた場合は、それが確認できる書類 ☐ 納税義務者の個人番号確認書類（マイナンバーカード等） ☐ 納税義務者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ☐ 所有者が法人の場合は申告書に法人印の押印をお願いします。
申告期限	改修工事完了後 3 か月以内
申告先	大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税班

【問い合わせ】

大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税班

電話 072-349-9401（直通）